

平成 26 年 3 月 31 日

各指定確認検査機関 様

静岡市消防局消防部査察課長

「静岡市消防同意及び消防用設備等の設置、維持に関する指導要綱」の制定及び「静岡市建築同意等事務処理要綱」の一部改正について

このことについて、平成 26 年 3 月 31 日付けで「静岡市消防同意及び消防用設備等の設置、維持等に関する指導要綱」の制定（平成 26 年 4 月 1 日施行）及び「静岡市建築同意等事務処理要綱」の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）を行ったため、お知らせします。

なお、従前との主な変更点は下記のとおりです。

記

1 「静岡市消防同意及び消防用設備等の設置、維持に関する指導要綱」について

これまで、消防同意を得ようとする場合は、静岡市消防長宛てに確認申請書等の正本及び副本を提出するほか、消防用の審査図書として、建築確認に係る消防同意申請書に確認申請書等の正本の写しを添付して提出するようお願いしていたところですが、第 3 条において、建築許可規定に基づく許可に関するもの、住宅及び長屋に関するものについては、平成 26 年 4 月 1 日以降確認申請書等の正本の写しの添付の省略が可能となりました。

なお、確認申請書等の正本の写しの添付がされたものについては、これまで同様消防用の審査図書として活用させていただきます。

2 「静岡市建築同意等事務処理要綱」について

第 8 条において、これまで建築の取止め等に伴い確認申請等の返戻の依頼を受けた場合、申請書の正本及び副本並びに建築確認に係る消防同意申請書に確認申請書等の正本の写しを添付した消防審査用の図書（審査を開始したものを除く。）を確認申請等の返戻書を添付し返戻していましたが、今回の改正により、審査の開始を問わず、建築確認に係る消防同意申請書に確認申請書等の正本の写しを添付した消防審査用の図書については、受付した時点で返戻の対象から除外し、確認申請等の返戻書を添付し申請書の正本及び副本のみを返戻することとしました。

3 その他

- (1) 「静岡市消防同意及び消防用設備等の設置、維持に関する指導要綱」及び「静岡市建築同意等事務処理要綱」については、静岡市のホームページで閲覧可能予定となっています。
- (2) 支社、支店、支所等へのご連絡をよろしくお願いします。
- (3) ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

静岡市消防局消防部査察課 消防同意担当

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所新館17階）

電話 054-221-1697

FAX 054-221-1743